

令和6年度 下水道指定工事店への連絡事項

1. 排水設備工事における注意事項（計画担当）
2. 排水設備等計画確認申請書における注意事項（計画担当）
3. 下水道使用開始日について（計画担当）
4. 登録事項等の変更について（計画担当）
5. 公共汚水ます設置工事における注意事項（汚水担当）
6. 公共汚水ます設置申請時の提出資料（汚水担当）

※追記は赤色で記しています。

追記および変更点について

計画担当より

1. 給湯器の取り扱いについて
エネファームの排水区分について追記しました。
2. 登録事項等の変更について
変更が生じた際の届出について追記しました。

汚水担当より

1. 工事における注意事項について
⑨舗装厚について追記しました。
2. その他注意事項について
4. 道路内の占用管の確認について追記しました。
3. 公共汚水ます設置申請時の提出資料について
書類は工事開始日の1か月半以上前までにご提出ください。(国県道を除く)

以上の点につきまして**朱書き**で記しておりますので、詳細をご確認ください。

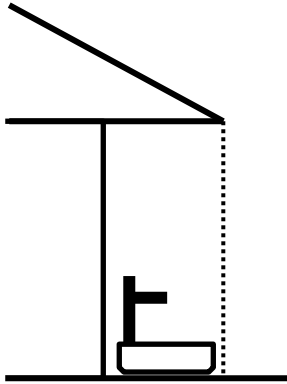
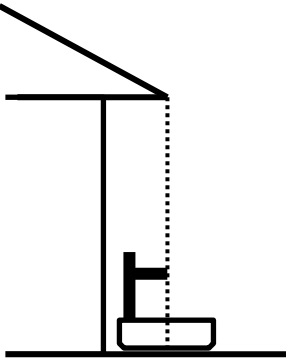
1. 排水設備工事における注意事項（計画担当）

排水設備工事は、半田市下水道指定工事店規程に基づき、必ず排水設備等計画確認申請書を提出し、確認がおりてから実施してください。

2. 排水設備等計画確認申請書における注意事項（計画担当）

（1）屋外ガーデンパンについて

令和2年度から取扱いを変更していますので、ご注意ください。

取 扱 扱	雨水として排水	
イメー ジ 図	① 	② 
備 考	軒下の中に納まっている。	軒下からはみ出している。

※雨水が流れ込むおそれがある場合は、①、②のどちらも雨水管接続です。

屋外ガーデンパンで、汚水管接続となるのは、屋根があり3方壁で囲まれて、雨の侵入が無いと判断されるケースのみです。

※記号は「手洗器」としてください。

※誤接の場合は、施工のやり直しになりますので、迷う場合は事前に下水道課計画担当にご相談ください。

(2) 給湯器について

取 扱 理 由	汚水として排水	雨水として排水
取 扱 理 由	水道水循環式 ※タンクからのオーバーフロー水有	結露水 ※エアコンの室外機と同様
参 考 例	エネファーム (貯湯部) エコキュート (貯湯部) エコウィル (貯湯部) エコワン (貯湯部)	エネファーム (燃料電池ユニット部) エコジョーズ エコキュート (ヒートポンプ) エコウィル (ヒートポンプ) エコワン (ヒートポンプ)

※例は参考です。必ず、メーカーに確認して適切な接続をしてください。なお、排水が無い給湯器の場合は、四角で黒色の実線（新設）か四角で黒色の破線（既設）にて記載してください。

(3) 図面、工事内訳の記入方法について

	記 入 方 法
管 渠 等 の 線 (平面図)	汚水 (新設) : <u>赤色実線</u> 汚水 (既設) : <u>赤色点線</u> 雨水 (新設) : <u>緑色実線</u> 雨水 (既設) : <u>緑色点線</u>
数 値 (平面図)	延長 : メートル表記で5cm単位 (二捨三入、七捨八入) 例) 2.50 ます深 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) H35 地盤高 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) (+40) ます径 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) 15
工 事 内 訳	延長 : メートル表記で5cm単位 (二捨三入、七捨八入) 例) 2.50 ます深 : センチメートル表記で整数 (四捨五入) 例) 35

※複数の汚水管が合流して1本になる図面において、合流するますの深さが一致しないケースが散見されます。各ルートで計算したますの深さが、合流するますでも一致していることを必ず確認してください。

※数値が小さく表記され、判別しにくい図面が見受けられます。数字を小さくせざるを得ない場合は、A3に拡大するなどして確認しやすいようにご注意ください。

※風呂場に床排水口がある場合は、浴槽と床排水口の記号を記載してください。床排水口があるにもかかわらず浴槽のみを記載しているケースが見受けられますので注意してください。

(4) 起点ますの接続について

	○	×
イメージ図		
備考	90度曲ますを使用	ストレートますと曲管を使用

※排水設備技術基準において、「器具排水管は、建築物の下水排出口から1m以内にとどめ、ます等に接続しなければならない。」と定めています。1mを超えて接続させているケースが散見されますので、再認識してください。

(5) その他の主な注意事項について

① 施工は、必ず申請書の確認がおりてから実施してください。

確認がおりる前に施工した場合、工事がやりなおしになる可能性もあります。

② 図面に変更が生じたら速やかに変更図面を提出してください。

完了検査時に現地と図面が異なる場合がよくあります。責任技術者は、必ず現場と図面を確認してください。

③ 工事後は、速やかに完了検査を受けてください。

接続時から下水道使用料がかかります。完了検査の時期が遅れることにより、お客様に迷惑がかかることになります。

④ 器具などの改造も届出が必要です。

すでに下水道に接続している建物でも、改造や増築等により排水設備の追加や変更をする場合には、排水設備等計画確認申請書の提出が必要となります。提出せずに工事を行った場合は、無届工事になります。

特に、下水道接続済み物件の改造等により、水道メーターを追加した場合には注意が必要です。

⑤ 工事内訳についての記入漏れ、記入ミスが多く見受けられます。

図面だけが申請書ではありません。工事内訳についてもチェックしてください。特に図面訂正の際に工事内訳が修正されていないケースが数多く見受けられます。

⑥ 完了検査は責任技術者が立ち会ってください。

検査の立ち合いは、必ず工事を担当した責任技術者でお願いします。

⑥ その他

排水設備等計画確認申請書の作成及び排水設備工事の施工は、排水設備技術基準に基づいておこなってください。なお、基準に記載されていない事案については、計画担当までご相談ください。

3. 下水道使用開始日について（計画担当）

公共下水道使用開始届に記載して頂く、下水道使用開始日について改めてご確認をお願いします。

公共下水道使用開始日 = 下水道へ流せるようになった日

【注意】 1つでも器具が付き、下水道へ流せる状態になった日が開始日です。

工事完了日、引き渡し日及び全ての器具がついた日ではありません。

また、臨時栓から専用栓への変更や、上水道の使用者名が業者から個人へとなった場合、変更日時時点で引き渡し等があったものと推察されます。そのような場合で変更日以降の日付で開始日の届出があった場合は、確認させていただきます。

4. 登録事項等の変更について（計画担当） ※令和6年度追加

指定工事店登録事項、災害協定締結事項などに変更（名称、住所、代表等）が生じた場合は、速やかに届出をしてください。下水道指定工事店申請事項変更届は、本市ホームページにあります様式にてご提出をお願いします。

ご提出の際に必要な書類

名 称 変 更	下水道指定工事店申請事項変更届 履歴事項全部証明書（原本） 下水道指定工事店指定証
住 所 変 更	下水道指定工事店申請事項変更届 履歴事項全部証明書（原本） 位置図（広域・詳細） 写真（外観・看板）
代 表 変 更	下水道指定工事店申請事項変更届 履歴事項全部証明書（原本） 履歴書（顔写真を添付） 身元証明書（原本）

公共汚水ます設置工事における注意事項（汚水担当）

令和6年4月1日

（1）使用材料について

工事着手前までに管材、改良土、単粒砕石及び合材の材料承諾願を提出して下さい。（1回／年）

（2）工事における注意事項

① 基礎工について

・半田市では、管基礎材料で砂を認めていません。改良土にて施工して下さい。

注意！！

下水では液状化現象防止のため、砂の使用を禁止しています。砂の使用が確認された場合はやり直しを指示します。なお、水道同時施工の場合は仕切り板等を使用して、お互いの管基礎が混同しないようにして下さい。

- ・床付けは溝切り、ポンプ排水を実施し乱さないようにして下さい。
- ・管基礎は改良土にて管下10cm、管上10cmで施工して下さい。
- ・湧水が多い場合は、S-5の単粒砕石を使用して下さい。
- ・公共汚水ますも取付管同様に改良土基礎を行い、しっかりと転圧して下さい。

② 止水性可とう支管について

支管については、止水性可とう支管を使用して下さい。

③ 仮舗装について

半田市内は歩道3cm、それ以外は5cmで仮舗装を施工して下さい。

④ 工事看板について

工事看板は工事区間の起終点でドライバー等の視認性を考慮し、歩行者の支障とならない位置に設置して下さい。

⑤ 工事写真について

工事写真は品質を確保して作業を行った証明となるものです。工事写真の不足や不明瞭な写真があれば再施工を指示します。各工程・汚水ますの深さ・本管中心線より汚水ますまでの距離（道路部延長・宅内部延長）・上流マンホールからの距離が明確に分かるように写真撮影して下さい。

また、複数箇所の施工の場合、不可視部分（特に支管取付状況）は各々の状況が確認できるように撮影して下さい。

写真の順番にも注意をお願いします。

着工前写真→完了写真→作業工程写真→出来形測定表確認写真

という並びで写真帳の作成をして下さい。

また、工事名等の誤記についても目立ちますので、工事名等を確認して下さい。

⑥ 出来形調書について

設計値より実測値が少ない場合には、変更対象となります。やむを得ず、そのような要因が確認された場合は速やかに汚水担当に協議して下さい。

また、汚水ます新設の深さについては、安易に浅くすることなく、建物の建替等により排水系統が変更された場合にも対応できる深さとして下さい。

⑦ 工期及び変更設計について

他業者との施工調整で工期が長期間必要な場合は、事前に調整のうえ汚水担当に相談して下さい。

また、工期変更、施工中の施工方法、使用部材の変更が必要となる場合には、速やかに汚水担当に協議して下さい。協議もなく、工事期間内に工事の完了ができない場合には、罰則規定もありますので、留意して下さい。

⑧ 舗装の影響幅について

舗装の影響幅については、

市 道・・・15cm

国・県道・・・30cm で施工して下さい。

⑨ 舗装厚について

施工箇所の舗装厚が不明な場合は、**道路管理者（土木課）に確認してください。**

⑩ 工事場所の記載について

完了書類の中で、工事場所（住所）を記載する箇所がありますが、全て番地まで記載して下さい。

⑪ 道路の規制方法について

安易に通行止めを選択するのではなく、まずは、片側交互通行・幅員減少で施工可能かを考えて下さい。交通規制（特に通行止）を行うと近隣住民や通行車両へ多大な影響が発生しますので、なるべくその影響を少なくするように施工者側も努力をお願いします。

⑫ 公共汚水ますのコンクリート製から塩ビ製の変更について

事前調査時にコンクリート製であった場合は、既設取付管についても確認をお願いします。

既設取付管が塩ビ管でない場合、取付管の取替もお願いします。

⑬ 未使用となった既設公共ますのキャップ止め位置について

既設公共汚水ますを使用しなくなった場合に、官民境界でキャップ止めを施工していましたが、道路内に残置された取付管が劣化して道路陥没の原因になったり、他工事で道路掘削中に未使用の取付管が支障となる可能性があるため、今後は、本管支管部でキャップ止めをしてください。これは、自己負担となりますので申請者に説明をお願いします。

⑭ その他 注意事項

1. 公共ます及び取付管施工日、本舗装の施工日が決まり次第、汚水担当まで連絡してください。
2. 他工事との施工調整の結果、工期内に完了書類が提出できないと確認された時は、直ちに汚水担当へ連絡してください。
3. 完了日に完了書類を提出できないことが頻繁に発生する業者に対しては、発注機会等に対してペナルティを科すことも考えますので、ご承知おきください。
4. 道路内の占用管の確認をお願いします。上水道管、雨水管、ガス管、NTT 等の埋設について、事前に調査をしてください。